

第五回國會 商工委員會 議 錄 第十号

昭和二十四年五月十二日(木曜日)

午前十一時四分開議

出席委員

委員長代理 理事神田 博君

理事澁谷雄太郎君 理事村上 勇君

理事今澄 勇君 理事川上 貫一君

理事永井 要造君

阿左美廣治君 岩川 與助君

江田斗米吉君 門脇勝太郎君

小金 義照君 高木吉之助君

多武良哲三君 福田 一君

水谷長三郎君 柳原 三郎君

野澤 克巳君 田中伊三次君

河野 金昇君 中村 寅太郎君

出席政府委員

商工政務次官 有田 二郎君

(總務局長) 山本 高行君

商工事務官 小笠 公龍君

(中小企業廳振興局長) 商工事務官 小笠 公龍君

委員外の出席者

商工事務官 小山 雄二君

専門員 越田 清七君

専門員 谷崎 明君

専門員 大石 主計君

五月十一日

関西配電会社淡路送電第三号線架設に關する陳情書(兵庫縣議會議長加藤秋一)(第四四六号)

油脂中小業者の保護に關する陳情書(名古屋市中區澤井町三十二番地中京油脂工業所取締役伊藤三郎外一万二千五百名)(第四七五号)

中小企業振興に關する陳情書(東京都港区芝田町一丁目十二番地森永ビ

ル内日本中小企業連盟會長豊田雅孝(第四七六号)を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

中小企業等協同組合法案(内閣提出第一四五号)

中小企業等協同組合法施行法案(内閣提出第一四六号)

水力電源開闢に關する決議案の案文に關する件

○神田委員長代理 これより商工委員會を開きます。

前會に引續き、私が委員長職務を行います。ただいまより中小企業等協同組合法案、及び中小企業等協同組合法施行法案を一括議題として審査を進めます。質疑を行います。小金義照君。

○小金委員 ただいま議題となりまして中小企業等協同組合法案及び同法施行法案を見ますと、非常に龐大な法律案でありまして、しかも提案者の提案の理由を伺つてみますと、わが國經濟の再建上中小企業の維持育成が不可欠の要諦であることはもちろんであり

ます。このためには、まずもつて中小企業の組織化をはかり、その水準の向上と競争力の強化をねらつて行くことがぜひとも必要である。このことを前提として、その上に諸般の中小企業振興策が講ぜられることが最も適當であると考へる。この趣旨から中小企業に關する協同組合制度の確立は焦眉の急を要する問題である。さらにこの制度

に關して特に考慮しなければならぬことは、この組織力を十分力のあるものとするためには、その組織の基礎の安定と拡充をはかること、及びその組織が中小企業自身の意思によつて、中小企業のために奉仕し得るがごとく運営されるようにその民主化をはかることである。これらの観点から見た場合に、既存の各種の協同組合制度ではなお十分の力が少くないのであつて、その組織力の強化と民主化をはかる新立法が、かねてから要望されて來たのであるが、ようやく成案を得たので第五國會に提出した。こういう説明があるのであります。

こういう前提からこの二つの法律案を拜見いたしますと、どうも提案者の考へておられることとびつたり來ない点がたくさんあるのであります。まず第一に政府委員にお尋ねしたいことは、何ゆゑにこういう新立法の形式をとらなければならぬか。この提案者の提案理由だけではのめ込めないと

ころがありますので、何ゆゑにこういう新立法の形式をとらなければならぬかについて、そのいきさつを説明していただきますのであります。

○小笠政府委員 お答えいたします。お話の今度の組合法案の形をとりまして第一の理由は、中小企業の協同組合というふうな見地から見まして、協同組合自体の一般的な考え方というものを、廣く包括的にまとめた法制をつ

つて行くということが、まず第一に必要なである。すなわち業種別に個々の法制をつくるよりも、できるだけ包括的な協同組合の法制をつくるということが適當であるということを考へたことが第一であります。第二はこの組合法をつくる理由といたしまして、先ほど申しました既存の組合が、いろいろな意味において、今日の經濟諸情勢から見て適當でなかつたという点に合せてつくるのには、相當廣範圍な改正を要するというふうなことに相なつておりますので、まとめてこの際新しい法律をつくつて行くという形をとつたこととあります。

○小金委員 現行の諸般の法律では不十分であるから、総合的な普遍的な中小企業等に関する協同組合法をつくるのだという御趣旨であります。この法律の第一條に掲げてありますように「中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、」こう言つておられますが、これは業態から見まして、工業とか鉱山業というものとサービス業というふうなものを、全部一つの法律で協同的な仕事の基準を定めるというところに、相當まで考慮すべき余地があるのではないかと思はれるのであります。ことにわが國では大体において、もうほとんどすべてが中小企業に形態をとつておるのであります。ことに戦後はそういう傾向が著しい。従つてわが國の産業經濟の再建をするというところになりますと、中小企業の再

建ということにほとんど重点が注がべきものではないかと思ふのであります。たとえば製鉄業だとか石炭業だとかいうような大きな組織と力であるものは別として、機械工業でも中小工業が非常に多い。その他のものでも同様であります。そうなつて來ると、大體に提案者が説明されたように、中小企業の維持ということがはさておいて、育成が不可欠の問題だと言はれるのであります。中小企業廳の組織などを見ましてもきわめて規模が小であつて、育成というところを政府が言う以上は中小企業廳なんかについて、相當私

は機構を考へてもらわなければならぬと思ふ。それからまた育成という以上は、予算的措置なんかについても考へてもらわなければならぬと思ふのであります。それらの点について政府ではどういふ措置をとつておるか。またとらんとするかを御説明願ひたいのであります。

○小笠政府委員 お話の通りに日本の現在の産業構造から見ますと、昭和二十一年現在の統計によると、當時従業員百人未満の工場数が九十九%に及んでおるわけでありまして。その中で五人以下のもものが七十何パーセント、約八〇%に及んでおるという状況であります。そういうふうな状況から見ますと、日本の産業の構造というものは、今お話の通りに産業育成、産業振興というものが、中小企業部門の育成に結局かつて來るということになると思ひます。従いましていただいたお話の

中で、問題は二つあつたように考えるのでありますが、第一点は一般的な概観から申しますと、今の様な状況であります、その中でも業種によつてそれ／＼中小と大とで関係が違つて来はせぬか。従つて業種別に違つた基準を設けてしかるべきではないかというお話が、一つあると思うのであります。その点はひとつともだと思つてあります。本法の一つのねらいといひましては、そういうような中小規模の企業を、全体的にできるだけ競争力を強めて行く。その競争力を強める一つの前提として、できるだけ組織化によつて相互扶助の形で、見て力をつけて行くといふような考え方から、この法律を準則的な共通のな一つの組織にして、各業態の実情に應じて、また業態の中におきましても、これを構成する企業者のグループの状況に應じて、適当に自由な活動がとられるような方針の方がいいのではないか、こういうような考え方をいたして来たのであります。すなわちここで中小企業というやうなものを一般的に想定をして、その中で具体的な適用の問題について、業種の状態に應じて考へて行くといふのであります。従つて業種別にそれ／＼違つた基準を設けるといひましたし、特に煩わしいという問題がありまして、他の條項につきましても、大体同一の方向であるといふので、ここで一本にまとめて中小企業一般の觀念から把握して行つたのであります。そういうやうな考え方からこの法案をつくつた次第であります。

大きなウェイトを持つてゐる数が九〇％に及ぶほかに、労働力、従業員總数においても、わが國雇用總数の大体五十四、五パーセントの数をかかえております。生産力も約五〇％に及ぶやうな状況に相なつてゐるわけでありま。そこでこれらの各業種に對する育成の問題として、実体的な行政としてどういふやうに考へてゐるか、こういうお話であります。これに對する私どもの基本的な考え方といひましては、中小企業は今申しましたやうに非常に数が多い。しかも業種が非常に多岐であるといふやうな状況で、具体的な共通の問題といひましては、まず第一にこれらの資本力の中小なるがゆゑに、従来ともすればいさ／＼な制度政策の上における扱い方が、ともかく低順位に置かれがちである。そういうやうなことに對して中小企業の立場を、大企業に對すると同じやうにイコールのチャンスを得るだけ與えるやうな方向に、諸般の施策を持つて行くやうに努力するといふことが、基本的な考え方であるべきであると思つてあります。第二点といひましては、中小企業は今申しましたやうに数は多いが、それ自体の内容が資本力の弱いがゆゑに、何と申しましても経営なりいろ／＼な面が非常に進んでいないと申します。合理化されていらないのであります。従ひまして中小企業自体の内部における合理化、その経営の改善といふやうな面をみずから改善するやうに指導して行く。すなわち企業体自身の強さを増して行くやうに持つて行かなければならぬのではないかと思つてあります。そういうやうな趣旨から具体的な問題といひまして、前者

の一般的な基本的な考え方に對しては、極力共通の問題、たとえば金融といふやうな問題に對しては、大企業、中小企業の考え方をできるだけ是正して、中小企業にも同じやうなチャンスと興えるといふ方向に、努力して行きたいといふやうに考へてゐるのであります。

第二の中小企業自体の経営の改善といふやうな問題は、まず第一にそれ自体の弱さを補強して、競争力を強める意味合いにおきまして、組織化の問題、もちろん本法案のねらつておりましたやうな制度をすみやかに與える。御承知の通りに現在商工協同組合といふやうなものがござりますが、一方独占禁止法、事業者団体法といふやうな民法におきまして、現在の組合制度は非常に不安定な状態に置かれてゐるのであります。従つて安定した根柢をすみやかに與へ、協同の力によつて経営を合理化して行くといふやうなことが考へられます。第二の問題といひましては、中小企業等々でやつておられます指導、診断の問題を考へて行かなければならぬ。そこでこれを強めて行くやうにいたしたいと考へております。なお中小企業一般の問題といひまして、日本の現在の産業構造における一番弱點と考えられますものは、中小企業の部門と流通経済部門との連繫が欠け失つてゐることです。

中の統制あるいは戦争の直接の被害といふやうな關係から、切斷されて來ておるのであります。物の賣れ行きが少くなるに従ひまして、この問題が中小企業との連繫において、最も重点的な問題になると予想されるのであります。これらに對してできるだけ流通部門との接觸その他の連繫を保持するやうな指導方針で、具体的に指導して行くといふことが、結局中小企業の指導上行くべき方法ではないかと実は考へておるわけでありま。その他中小企業自体につきましては、いろ／＼具体的な問題に應じてこれを取上げて行くといふことが必要であらうと考へております。

○小金委員 國家の機構と予算はどうですか。

○小笠政府委員 中小企業廳は昨年八月一日に本廳千五百万円という予算で發足いたしました。人員は用員まで入れました百三十三人でありま。内容といひましては一級官が三人、二級官が二十六人、事務官が十九人、技官が六、七名、あと臨時職員、雇員等をもつて構成されておるわけでありま。その編成は長官を中心にしまして、振興局と指導局という二局を置いておるわけでありま。そういうふうな状況でありまが、なお地方の商工局に對しましては、若干の經費を配付して指導診断事務を商工局を中心に動かしてゐるというやうな状況でありま。商工局は管下の都道府縣の御協力を得て仕事をしておるという状況でありま。本年度は大体予算が二千四百万円といふことになるわけでありま。これは昨年度の予算をいわゆる

標準予算に引直して、若干の削減をいたしてゐるやうな状況でありまが、本年度は昭和二十三年程度を盛つておる状況であります。なお新しく中小企業廳の予算として、別に一千萬円の協同組合に對する補助金が計上されるという状況であります。役所の方の構成といひましては、別途本國會で御審議願つておりますやうに、現在の制度の局制を部制に改めま。と同時に、一般の通則に従ひまして、三割の減員をするといふ予定で進んでおるわけでありま。

○小金委員 今の御説明でわかりました通りに、日本の工業、企業の実態が企業主体別から考へると九〇％の中小企業がある。日本の産業行政の非常に大きな問題がこれにあるのでありますから、根本問題については私は大臣に伺ふことにいたしまして、政府委員に對しては、さらに具体的なことを伺つて行きたいと思つてあります。まずこの日本の中小企業の問題は、産業構成の上から見ますと、さういふやうになるのであります。社会構成の上から見ましても、社会を構成してゐる日本の人口の非常に大きな部分が中小企業者である。こういうふうになつて來ると、これは産業行政であると同時に、非常に大きな社会問題を取扱うことになりま。これらについて、中小企業廳の組織は必ずしも私は十分でないと思ふ。一休行政機構がいたずらに龐大になるのはよろしくない。これに對しては、もちろん私は非常に警戒すべき問題であると思つてあります。さういふやうな日本の現下の情勢から見ても、最も大切な中小企業に對する行政機構を、他の行政機構と同様に三割減でお茶を

ふうたが必要があるのではないか。それによりまして困難な中小企業の金融を、少しでもゆるやかにして行くといふうなことを考えておるわけでありまして、そういうふうな見地から見まして、信用事業を中小企業の組織体の中から排除するということは適當ではないので、ぜひ協同事業と並行的に考へて行く必要があると考えておるのであります。保険の問題につきましては、今回初めて設置された制度であるわけですが、保険事業につきましては、従来の法制におきましては保険事業法の関係もあり、組合法が認められていないというふうな状況から、保険制度を実質的に実施しておるものが多々あるのであります。それらは匿名組合の形かあるいは組合の附帯業務として、陰で行つておるといふような状況であるのであります。そこで今後中小企業の中で相互的にやつて行くならば、それをはつきり出して行つた方がいいのではないかと考へ方で、保険協同組合という制度をしたのであります。この保険は火災保険だけに限りは限つておるのであります。現在各地に發達しております商店街、マーケットといふようなものを例にとつてみますと、これは保険会社の対象にならぬ組合的な保険制度類似の行爲が、現に行われておるといふような状況であります。それらが相互の負担においてその運営よろしきを得るならば、こゝういふ制度を利用することもはつきりさせてよいのではないかといふような考へ方で、保険組合といふものを認めて行くことにいたしましたのであります。

○小金委員　信用協同組合のことにつ

いは、從來もあるが、これはこの法
規に統合したのだという趣旨の
説明であります。これにはなお疑義が
ありますが、保険協同組合は損害を対
象としたものであります。第三章の保
險協同組合を讀んでみますと、組合員
が不慮の事故によつて受けることのあ
る損害をてん補するための保険事業を
行うものとする。そこで次に組合員以
外の利用をも認めておる、こういうこ
とになつておりますが、今小笠政府委
員の御説明になつたように、從來保險
事業の監督の重要な一点は、今説明さ
れたようないわゆる脱法的な組合的
な保険をやつていられないかという
ことを取締るのが非常に多かつた。
そういう実情をとらえて、これをむし
ろゆるやかな法制とした方がよいとい
う趣旨でありまして、その意図はまこ
とにけつこうであります。しかしはた
して政府があるいはこの立案者がねら
つておるうちに、うまくその運営がで
きるかどうか。一昨日小田原の商店街
に火事があつて、私は今現場を見てそ
こから帰つて来たのであります。商店
街が二十三軒焼けて、その損害だけで
も五千万円を下らないという焼け方を
しておるのであります。そういうもの
をこの保険組合ではたして救済し得る
かといふについては、多大の疑問があ
ります。これらについては國家が再保
險をして、十分な手当をするというな
らば別であります。單なる運用論だ
けではこれはいけない問題である。こ
の点については私は多大の疑義を残し
ておきます。

次にこの中小企業等協同組合法案の
六條の問題であります。これにより
ますと、組合員たる資格の制限と申し

ますか、排除の問題を規定してありま
す。その中に大体組合員たる資格は、
當時従業員を百人以上使つておるもの
というのであります。わが國の実情か
ら見まして、百人以下のものだけしか
入つてはいけません。百人を越えたもの
はこの法律から排除される。せつかく
中小企業等協同組合法をつくつて、た
だいま御説明になつたような趣旨の行
政をやする。そうして中小企業者のた
めをはかるというのに、百人で切つて
しまふというのは非常に私は立法の趣
旨を没却するものではないか。日本の
実情から見ますと、機業とかいうよう
ないろ／＼な關係から見まして、少く
とも二百人くらいを單位にしないとむ
りではないか。私はこれは二百五十人くら
いふやすべきものではないかと思ひ
ます。商業またはサービス業を主たる
事業とする事業者については、二十人
を越えてはいけません。これもすいぶん
ひどいものであります。二十人くら
いの使用者を使つておるところはた
くさんある。これは中小企業でないとい
うことは言えない。これらもすべから
く五十人くらいまでふやしていいと思
うのであります。その点は政府当局
はどう考へておるか。

○小笠政府委員 お答えいたします。

ただいまお話になりました点は本法案
の基本的な点でありまして、中小企業
等協同組合法案を適用する対象をどの
範圍にするか、こういうふうな基本的
な問題であります。また民主化立法と
しての独占禁止法第二十四條の關係、
事業者團體法との關係において、これ
らの適用から排除して、眞にそこに相
互組織によつてやらせる分野をどう見

て行くかというような問題であるので
あります。なぜ工業について百人にし
たかといふことを申しますと、お話の
ように業界の狀態によりまして、特に
製品の種類によりまして、この業界に
おける大と中小との相対的な觀念は、
それ／＼の違いを持つものであると私
も考へております。たとえば繊維の關
係で織布のような工程になりますと、
百人というふうな数字でも織布産業全
体から見ても、中小でなくてもつと小の
方に近くなるということも言えようか
と思ひます。と同時にまたマイニング
におきまして當時百人の従業員とい
うような山は、比較的少いのでありま
す。そういうような狀況から考へます
と、非常に不合理であるわけでありま
すが、一般的な個々に中小と、しから
ざるものと區別を切るのに、便宜ど
ころで切るのかといふようなことでい
る考へました結果、先ほど申しまし
たような日本の經濟産業の構成から見
て、百人で切ると大部分のものが一應
カバーできるといふようなことで、百
人にいたしましたのであります。なお百
人にいたしますまでの経緯について、簡
單に申し上げて見たいと思ふのであり
ます。

○神田委員長代理 速記をとめてくだ
さい。

○神田委員長代理 速記を始めて……。

○小笠委員 いかなる点で中小企業者
としからざる者との間に線を引くか
といふことについては、これは今始まつ
た話ではなく、前々からこの問題は組
合法でなくてはならぬ施設をする場
合に行われて来たのであります。従業
員を、あるいは機械設備等を基準とす

るといふような標準があつたのであり
ますが、百人でも私は十分でない。ま
た商業またはサービス業については、
二十人ではこれもまた除外されるもの
が非常に多くなり過ぎる。これでは本
法のねらいが相当はなれてしまふとい
うことを感ずるものであります。その
ほか立法的に見ていろ／＼な問題が私
にはあると思ふのであります。まず組
合に対する課税の問題とか、設立手続
の問題、員外理事の問題、また組合員
の数が非常に多くなつた場合における
総代会といふような問題とか、あるい
はまた事業協同組合が他の事業を兼営
するといふような問題、それから連合
会の經濟事業を行ひ得る地域の問題、
また企業組合の事業と組合員との關
係、連合会の問題、いろ／＼法律的に
お尋ねしたいことがあるのであります
が、他の皆さんもこの中小企業協同組
合法及びその施行法案については、い
ろ／＼御質疑になりたい点もありまし
よう。また御意見もありませんようか
ら、一應私の質問はこの程度で中止
いたしまして、時間がありましたらさら
に引續いて質疑をさせていただきます
と思ひます。

○今澄委員 今の小笠委員の質問であ
らした基本的な觀念は明らかにありま
した。私は残余の要点を少時間であり
ますので、簡単に質問をいたしたいと
思ひます。第一に今御説明の経緯に
よつてここに百人という原案が出てお
ります。特にこの中の百人以下という
のはこれでもなお少い。これは公正取
引委員会において認可をするにあつた
て、やはり弾力性を持たすべきではな
いかと思つておりますので、その点意

見を披瀝しておきます。その次に個人
の企業、資本金、経営者の同一人に近
い同族会社あるいはまたごく親しい人
間ばかりでできている株式会社だが、課
税の都合上あるいは企業組合に登録が
えをする懸念がある。そういうたよう
な脱法的な一つの行爲が、この中小企
業の法案で考えられないこともない
と思ふのであります。これに対する御
処置はどういうことになりますか。

○小笠政府委員 ただいまお話になり
ました企業組合の運営に際して、特に
脱法的な運営が可能ではないか、こう
いうお話でございましたが、この企業
組合は新しい經營形態をここに創設し
ようといふふうな考え方でありまし
て、資本と労働が合体してそこに經營
規模を高めて行く、こういうふうな
ことでありますので、その点は特に脱
法的な考え方ではないかといふことは
考へておるのであります。ただ考へ
られますのは課税の問題におきまし
て、企業組合の組合員が組合で働いた
場合に受取る給與に対しては、勤勞
所得者の勤勞所得とみなして行くとい
うふうな形にいたしまして、組合のい
わゆる企業主体に対する事業税のよう
なものを廢除してやるわけでありま
す。ここで事實上組合員が企業として
を残しつつ、別に企業組合という形を
とるといふようなことが一應は予想さ
れるのであります。本法のねらいとい
いたしましては、企業組合員はそれ自
身において、もうすでに經營者の地位
を去つておるわけでありまして、従い
まして經營体としては一つであるわけ
でありますので、税法上の問題としてあ
るいはそういうことが考えられるかも
しれぬのであります。そういうふう

見を披瀝しておきます。その次に個人
の企業、資本金、経営者の同一人に近
い同族会社あるいはまたごく親しい人
間ばかりでできている株式会社だが、課
税の都合上あるいは企業組合に登録が
えをする懸念がある。そういうたよう
な脱法的な一つの行爲が、この中小企
業の法案で考えられないこともない
と思ふのであります。これに対する御
処置はどういうことになりますか。

なことは実際上行い得ないのではないかと実は考えておるのであります。企業組合以外の協同組合につきましても、そういうふうなことは考えられない。従来と大体同じような形で動いて行くのではないかと、いふに思ふに思ふのであります。

○今澄委員 今日大蔵省の方はおられないので、午後連合審査で大蔵省の方に聞きたいと思ひますが、企業組合は特別法人として百分の三十五の特別法人税を課せられることになつてゐる。これは企業組合本来の趣旨にかんがみまして、一般の協同組合並びに普通法人税百分の二十五ぐらゐまで引下げるのが、私どもは妥当ではなかつたかと思つておられます。これは大蔵当局が非常に強硬な態度であつたといふこととございしますが、こういう点はまことに中小企業として強力にひとつ主張していただきたい点でございしますが、これが大蔵省との折衝経過並びに御見解をひとつ承りたい。

○小笠政府委員 企業組合に對しまして、特別法人税百分の二十五を課すといふふうにはいたしたい希望を実は持つておつたのでありますが、正直に申し上げますと、組合員でこの組合に働く方々の給與の上において、先ほど申しましたような制度をとる。それと組合自体に對する課税の問題と、両方をこれにかけて行くといふことによつて、日本の零細企業をできるだけ高めて行くといふ形をとりたかつたのであります。が、御承知のように一般の経済情勢でもありますし、また税法上から申し上げますと、この企業組合は先ほど申し上げましたように新しい経営体であり、組合と会社との中間形態的なものになり

ますので、別に税法は会社か組合かといふふうな二社択一の見地をとるといふような形から考えますと、会社と同じような形をとるのが至当ではないかといふような議論も一應あり得るのであります。一應原案のようにいたしたわけでありまして。

○今澄委員 まことにどうもその点については中小企業関係は形式は常に整うけれども、実質においていふところ、常態に骨抜きになつて、まことに発展が期せられないといふ点を十分銘記してもらいたいと思ふ次第であります。われ／＼はこの問題について後ほど皆さんの質疑が終つてから、また十分つづ込みたいと思つてゐるのであります。

その次は元來独占禁止法第二十四條の規定の除外されるべき小規模なる経営企業といふものの範囲、それから定義といふものが明瞭でない。これが判定は先ほどいふ／＼あなたからお話を聞きましたが、公正取引委員会といふ一つの官廳機構で片づけてしまふことは、越権行為のようになつてしまふ。いまだ公正取引委員会の認定、権限といふものを今度の中小企業の問題について、私どもは大いに検討しなければならぬと思ふのであります。が、忌憚のないところをひとつ聞かせていただきたい。

○小笠政府委員 本法案におきまして、公正取引委員会が独禁法第二十四條第一号の小規模事業者に該当するか、どうかの線を認定する場合が二つあるわけでありまして、一つは原案で参りまして、百人を越えた場合が一つ、一つは五十人以上百人までにおける第百九條に規定いたしております排除

措置の場合があるわけでありまして。第百九條に規定いたしております排除措置の場合には、いわゆる公正取引委員会におきまします審判手続を準用いたしておるのであります。ここで公聴会その他で慎重な手続を経るべきといふふうなことをいたしておりますので、外部の関係者の意見も聞いてきめて行くといふふうなことになるかと、思ふのであります。それから前者の場合におきましても、一應今申し上げましたような慎重な手続をとりまします。公正取引委員会の一方的な意思で簡単にそれをきめて行くといふことは、なか／＼困難であらうと思ふのであります。特に百人を越える場合におきましても、当該産業におきまします本法がねらつてゐるような、また独占禁止法自体のねらつておられる観点から見れば、はたして市場支配なりあるいは特殊の支配的な力を持つような企業体であるかどうかといふことは、その業界全体の立場から見ても、その実体から当該企業の位置といふものを判定するのであります。そこに公正な結論が出るといふふうには実は見ておるわけでありまして。

○今澄委員 あともう一、二点。員外役員の禁止の條項が第三十五條にありますが、これは業種によつては一律に行ふことは実情に沿わぬおそれが多分にあると思ひます。少くとも三人以上の役員を置くを要するところからいへば、その中の一名くらいは員外役員を認めてはどうかと考へるのですが、この点に關しての御見解をひとつお願いいたします。

○小笠政府委員 日本の組合制度の発達の経緯を見ますと、組合の實際の常務をいたしておりますのは、専門的な員外役員を利用して動いて來てゐるのであります。ところが本法におきましては員外役員の制度をやめてゐるわけでありまして、員外役員の問題につきましても二つの見方があると思ふのであります。一つの問題は組合員が直接自分の経営に専念しておつて、全体的なゆるゆる協同組織としての組合を見るほどの余裕がない。従つてその道に通曉してゐる人を入れて常務を見てもらつた方が、組合の発達上いいのではないかと、いふ意見が一つの見方でありまして。もう一つの見方は從來の組合制度におきまします動きをいたしまして、この員外理事が實際上手耳つて、いわゆる組合ボスといふものがここから発生してゐる、こういうふうな見方と二つあるわけでありまして。本法は提案理由にも書いておられますように、中小企業者の自發的な意思に基いて、直接組合員の経済的地位の向上を保持するといふことをねらつてゐるわけでありまして、みずから手で経済的地位の向上をはかるといふふうな考え方をいたしておりますので、組合員自身が行くといふふうな形から申しますと、員外理事制度を認めない方がかえつていいのではないかと。ただ組合運営上の特別の知識、あるいは特殊な技能を要するよう場合には、いわゆる顧問としてその人の援助を仰ぐといふ制度をしいたらどうかといふふうな考え方をいたして、本法案に顧問制度を置いてゐるのであります。この顧問制度といふものは從來のわれ／＼が使つておられます用語における顧問制度というよりは、それ／＼特殊な技能、特殊な

る経験等を組合運営上必要とする場合におきまして、そういう人々の援助をはかつて行くといふふうな道を開いたものであります。同時に從來の商工協同組合と違ひまして、いわゆる参事といふ制度を置いて支配人の資格を持たして行くといふ制度にいたしてあります。るので、員外理事の問題はこの際新しい形に振りかへて、組合員をして、組合は自分たちの組合だといふ緊迫感を感じただけ強めて行くことが適當ではないかと考へて、実は本案のようになしたのであります。

○今澄委員 あとは市街地信用組合の問題の質問であります。市街地信用組合を獨立した別個の組織法で制定しないで、本法案によつて廃止することにしたその根拠と、それによつて起る影響並びに大蔵省の方は見えられませんが、金融界に及ぼす影響といふようなもの、あなたのほうの見解について、ひとつ詳細御説明願ひたい。

○小笠政府委員 基本的な考え方として、市街地信用組合の経営体といふものは御承知の通りあるわけでありまして。今後の日本の経営体の形として考へてみます場合に、まず法人組織といふゆる商法に基いた会社形態のもの、それから個人経営のもの、また別に組合制度——組合制度も主として協同組合的なイデオロギーに立つた制度、こういうふうなものが一應経営形態として考へられてゐると思ふのであります。今回の法律は農業と水産と消費生活の三部門を除いた以外の部門に對する協同組合法の準拠法規、根拠法規としてこれをきめたわけでありまして。提案理由にも御説明いたしたように、今後の日本の中小企業の

組織としてできるだけ相互扶助の組織によつてやつて行く、そしてその相互扶助の力によつて自分たちの競争力をふやして行くという考え方をとりました場合には、市街地信用組合の問題は、組合制度といたしましては先ほど申し上げたように、ある意味の特殊な形態をとっているわけであり、協同組合の理論から申しますれば、一應協同組合の形に帰つて来てしかなるべきではないかという考え方ができるものであります。そういうふうな趣旨で、本法案は三部門を除いた包括的な協同組合の基本法規というふうな形にいたしましたので、他の森林会法によりまする林産組合等々、あるいは蚕糸業の業法に基きまする蚕糸業組合というふうなものと同じように、日本の組合形態を個々に協同組合の理念のもとに、統一して行くというふうな考え方を、実はいたしたわけでありました。そういうふうな考え方から個々に信用協同組合制度に移りかえて行くということにいたしましたわけでありました。

第二点のしかるべくというふうなことをやつた場合に、金融界にどういふ影響が起るかという問題であります。これは本法案が施行されたといつたしまして、既存の組合が本法律案に基づいて組織がえすることを、御承知の通りに施行法で簡易にいたしているわけでありまして、簡単に移りかわりができるわけでありまして、従いましてそのまま移れるというふうなことになるかと思ふのであります。その面におきましてはただ一定の手続と名前が若干かわつて来るというふうなことだけで、信用組合が信用協同組合という形になる点に相違があるわけでありまして、

実質的に制度の変更に伴ひまして、いわゆる預金者なり債権者にとつては影響を與えるであらうか、こういう問題につきましても私は金融の事情はつきり存じませんが、現在までの問題が世間に出ていって動いているという状況から見て、実体的に金融界というのに対しては、影響はないのではないかと実は見ているわけでありまして、それから今後この信用事業というふうな廣く預金者から預金を受け入れるようなものについて、比較的自由なる組合形態というふうなもので行つた場合、公共の利益の保護という点から十分ではないか、また本制度を悪用する者が新しく出て来やしないかという問題が、次に考えられるわけでありまして、この点につきましても別途協同組合の金融事業に関する法律案というものを、御審議願うことになつておるのでありまして、これによりまして信用協同組合の事業は認可制にするにいたしましたおるわけでありまして、なお銀行業法の準用等をいたしておりますとともに、また自己資本の限度を定めておるのであります。外部負債の百分の三を下つてはいかぬというふうな規定を置いておるわけでありまして、従いましてその面から申しますと、従来の市街地信用組合法に基くものと、今度の監督法令、本組合とのコンビによる制度とどう違つて来るか。一般論としては大体同じであらうと考えておるわけでありまして、ただ一つの問題は、さつぱらに申し上げますと、信用協同組合の金融事業の監督法令の事業認可の際におきまします認可方針が、従来よりは若干違つて来ておるところに問題があると言へば、あるのではない

かというふうなことが考えられるのでありまして、その点につきましても私は協同組合による相互金融制度、相互組織による金融制度というふうな形から見て、そういうことが一應自然に出て来るのではないかと、一應自然に実は考えられるのであります。

○門脇委員 本法案は國民の相当大きな分野に影響を與えるものでありまして、非常に関心を待つて待望されておつたのであります。現実にはこの法案をながめますと相当不徹底な点もありましますし、またむりな点もありまします。今日のあらゆる角度から制約されております。あなたがち政府当局のみを責めるというところもあるいは安当ではないとも考えますが、しかしとにかく何といひましても、当面の責任の対象は政府にあるのでありますから、われわれは國會独自の立場において、やはり批判すべきことは批判し、または是正すべきことは是正してはつきりしたいと考えています。いろいろ基本論その他につきましても、前二者の方から御質問がなされましたが、なるべくそれと重複することとは避けたいと思つて、申し上げてもある点重複するところもあるかと考えますが、この法案によりまします協同組合の分野が、事業協同組合、と協同組合の分野が、信用協同組合、と協同組合、信用協同組合、こういうたぐいにおいてわかれておるのであります。事業協同組合は別にしまして、保険協同組合でありまして、先ほど小金委員からの質問があつたように、今日經理上の金高いわゆる金の高が非常に膨脹しております。一つの小さい火災がありましても何千万、何億万、こういった膨大な損害が発生する。ことに

終戦後現在の建築物が、特に密集した地帯でありますところの大都市においては、ほとんどバラック建てのものである。こういうことによつてその損害が一層上つておるわけでありまして、こういう現状に即してこういう零細な業者が相寄つて、こういう大きな数字を生ずるところの損害に対処できるか。できないということはつきりわかつておる。先ほどの政府委員の御説明によりますと、現在マーケットであるとか、そういう保険会社が取扱い得ないものを、大体対象にしておるといふことであります。が、保険会社が対象にし得ないものほど、この危険率が非常に高きものであります。そういう危険率のかさむものに対して、そういう危険率のかさむもの、失火失言業に類するものといふたいへん失言業になるかもしれないが、まづたくい戲に類するものといふ組織をつくつて、そういう大きな損害に対処しようといふことは、どういふわけであらうかといふことをお考えになるかとつづいていふ。少しく目を開けて実會社を知らなければ、こういうい戲に類するもの、大きな迷惑をかけるか。そういう不完全な組織に依存して、火災保険がかつていふという觀念を持たしておいて、そうして一朝火災があつた際に何らそれが効果をもたらない。先ほど申し上げたように國家が再保険制度をつつて、無制限にその責任を負担するといふならば別であります。が、國家が再保険制をとつて無制限に負担しないなら、こういうい戲に類するものは、実にずさんな結果を招来することはつきりしてゐる。そういうことを知つておつておやりになるのか。その辺

が失礼な言葉になるかもしれませんが、立案者はどういふ考えであつたかといふことについて非常に私は疑問を持つ。こういうことはもう少し實際に實情を御勉強になつて、もう少しい戲に類するものな仕組みを、いやしくも政府の立案として國會に提案されることは、お控え願つた方がよいと思ふ。私たちは民主自由党で與黨の立場であつてもそう考えますから、與黨でなければおそろくそう考えるだらうと思ふ。これは政府の方に対しての御相談であります。こういうい戲に類する仕組みのものは御撤回になつて、もつと世間に対してはさかしくない文面にかえていただきたいと考えるわけでありまして。

それから信用組合であります。先ほど政府委員の御説明によりまして、現在の市街地信用組合の制度と、それ別に大きな實際上の開きはないのだ。ただ一つの思想的に系列を正す、こういうふうな意味が多分に含まれておるようでありまして、現在市街地信用組合が相當發展をしております。これに流用されております資金も百数十億といふくらいで、現在の日本の市街地信用組合の情勢は、ある程度成功している。こういう情勢にあるのであります。こういうい戲をながめてこれに一つの法規的な基本を変更して、手続を初めあらゆる角度から大きな衝動を與えることは、よほど何か現在の制度に欠陥があり、また不都合があるといふことなら別であります。が、大して不都合がないのだという現状において、それはよほど大きな迷惑を國民にかけて行かなければならぬ。それがさういつたぐあ

いに一つの法理論からしまして、法案を整理するという意味から言いますと、たいへんその方がきれいになるので、そういうように感ずるのかもしれないが、單にそういう程度のことで、國民に非常に大きな迷惑をかけるということは大体遠慮されてはどうか。これはわれわれ國民側の立場といましては、爲政者に対しては恐慚にたえぬ。何か現実即してどうしてもかえなければならぬというほどの重大な原因がここにあるのか、ないのか。單に一つの形式的な立場のみでそういう大きな迷惑を國民にかける。こゝいつた迷惑千萬なことを國民のために政府がやることは、御遠慮なさるべきではないかと考えます。これもひとつ御相談でありまして、むしろこの際御研究をお願いしたい。保險協同組合と信用協同組合の二つをあわせて答弁願いたいと思います。

○小笠政府委員 お答えいたします。

保險協同組合の問題につきましては、実態的な経済的な採算のとれないような考え方をするのは兎に類するのではないかと、こういう御質問兼おしかりであつたと思ひます。実は組合制度における保險制度は、日本においても大分前から言われておつたのであります。そういうような制度の立案が、本法案の起草に關連して新しく起つて來たといふよりも、その前からすでにその要望が強く、大蔵省においても研究を進めておつたわけでありまして、従いまして日本の今後の保險業界の行く形として、保險会社のほかにこういうふうな組合制度による保險制度を認めて行くという方向にあつて、たま／＼一致して本制度に乗りかえて來た、本制度

に統一して來た、こういうようなことであるわけでありまして、具体的にそういうようなことから、ただ保險が被保險者に対する保護を、できるだけ尊重しなければならぬという意味から見まして、これは先ほどちよつと申し上げたと思いますが、保險組合に対する監督法令が別途審議せられておるのでありまして、お話のような心配を極力除くという方針に相なつておるのであります。すなわち保險業法をほとんど準用いたしてゐるわけでありまして、従いまして基本経営体としての組合自体は非常に自由につくれるが、事業自体はそういうふうになつてゐるわけでありまして、それから信用協同組合の問題につきましても、先ほど申し上げましたような考え方でありまして、私どもといひましては信用協同組合制度をつくる必要があるといふに、実は考へてゐる次第であります。

○神田委員長代理 どうですか門脇君、皆さんにもお諮りいたしますが、十二時二十五分です、今の問題はきつめて重大なことでありますから、午後の連絡會議において大蔵、商工両大臣の出席を要求しておりますので、もつと大きいところでお尋ねなすつた方がよいのではないかと存じます。一應休憩いたしまして、午後連合懇談会を開いて、そのあとまた余裕がありましたら本委員会を継続して、主管大臣のお答えをお願いしたいと思います、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 それではそうします。

○神田委員長代理 この際昨日の懇談会におきまして、一應御諒承をいただきました水力電源開闢に関する決議案の案文起草に關する件について、暫時御協議をお願いしたいと思います。本件に關しましては、御承知の通り本委員会に実施して参りました商工行政に關する事項についての國政調査のうち、電気小委員会が担当して鋭意その調査を進めて参りました電氣部門における電源開闢に關する結論の一つとして、ここにこの種の決議案を本商工委員会において起草し、商工委員各位の賛同を得て本會議に上程し、廣く院の内外、國民各界に呼びかけるとともに、強くこれを政府に要望する必要があると認められ、その旨村上電氣小委員長より申出があつたのであります。従いまして、昨日の懇談会及び本日理事會におきましてこれを報告するとともに、一應の御諒承をいただいたのであります。關係方面に対する手続的關係もありますから、この際正式に案文を御決定願いたいと存するのであります。

○多武良委員 御承知の通り經濟九原則によりまして、輸出の振興をはかるとともに生産を増強いたしましたので、一日も早く自立經濟を確立することが要求されております。この責任を全うするためには、わが國の天然資源を最も能率的に利用することが、まず第一に實現されなければならぬと思ひます。しかるにわが國は國土狭小で、水力資源以外の天然資源はきわめて貧弱であります。この比較的豊富に恵まれております水力資源を合理的に開闢い

たしまして、現在むだに放流されておるエネルギーを生産財にかえて、アルミニウム、肥料その他の化學製品の生産を増強するとともに、農村電化の普及發達をはかり、食糧の増産と農村生活の文化的向上を促進することは、目下の急務であると存じます。よつて、この際商工委員全員の御賛同を得て、政府に対しましてすみやかに電源開闢の具体案を樹立して、着々工事を實施することを要請し、平和日本再建の日が一日も早く招來いたしますよう、決議案を提出したいと存じます。どうかお手元に配付いたしました案文を御審議くださいます、全員一致御賛成をお願いいたします。

○多武良委員 おきまして、同様決議案を提出するとの御連絡がございました。では決議案を朗読させていただきます。

（草案）

水力電源開闢に關する決議案

平和日本再建の道は、まず貿易の振興を計り、自立經濟を確立し、民生の安定を期する以外になく、貿易の振興は動力と燃料の確保によつて始めて實現し得るものである。

工業用原材料の輸入は、連合國の援助により好轉を期待されるが、動力及び燃料は本質的に國內資源に俟たねばならぬものである。幸に我が國は豊富な水力資源に恵まれてゐるので、これが急速なる開闢を行ひ、電力不足に悩みつつある我が國鐵工業生産の増強を計ることが極めて重要なことである。

然るに輸出振興を目前に控えて水力電源開闢が未だ本格的に着手されていないことは、洵に遺憾に堪えない。

い。然かも水力電源開闢には、相當の年月と多額の資金を必要とするものであるから、此の際政府は速かに具体的水力電源開闢計画を樹立するとともに、電力事業の健全な運営を図り、所要資金、資材の優先的割當を行ふべきである。依つて本院は政府が電源の開發及び電力事業の發達のために左の各項に対して速かに必要な施設を講じ、その結果を本院に報告することを要求する。

一、綜合エネルギー源の中核として、施設電力設備の改良と、新水力電源の開發とを強力に推進するため開闢計画の具体化、資金、資材の手当を緊急に措置すること。

一、電氣事業の經濟的基礎を確立し、自力再生産力を保持せしめるために電力料金に合理的決定、企業の能率的運営及び労働意欲の昂揚に對して必要な措置を講ずること。

一、電力事業の主体性を確立してその發展を図るため運営責任の所在を明確にすることとし、必要な措置を講ずること。

一、電力の効率的利用及び電力配分の適正化につき有効なる措置を講ずること。

一、電力行政の運営につき諮問機關として民主的審議機關を設置すること。

○神田委員長代理 多武良君の御説明に對しまして、何か御質疑なり御意見はありますか。

あります。ところでこういうものは、もちろん提案された方も全会一致できめたいという御趣旨であろうと思うのであります。ところが、貿易の問題だとかそういうことになりまして、これは御承知のように、言うまでもなく民自党の考え方と共産党の考え方とは、まるで白と黒のような対立があるのです。そういうものをやはりまる出しで持ち込まれると非常に賛成しにくくなる。それで具体的に申しますと、決議案の非常に技術的な問題になりますけれども、電源開発という一本の線ですつとやつてもらいたい。たとえば書出しの「まず貿易の振興を計り」というような文句を削つてもらいたい。またその次の「工業用原材料の輸入は、連合國の援助により好轉を期待されるが」という言葉は共産党はまことにすかんでありますから、こういうのもひとつ削つてもらいたい。それからもう一つありますのは、最後の項目別の中で「電力事業の主体制を確立して」云々という條項ですが、これはどうも少し民自党的な考え方が強過ぎるように思う。これはひとつ削除してもらいたいということ、それからその前の項目の「企業の能率的運営及び労働意欲の高揚」というのに対して、労働力の培養というふうな文句にかえてもらいたい。一番最後の「電力行政の運営につき諮問機関として民主的審議機関を設置する」というのも、これはいろいろ意見ももちろんありましようが、これは非常に茫漠としたもので、電力行政の民主化に努めるというふうな程度にしてみたい。そうすれば私たちはこれまた一つの條件をつけて賛成したいと思ひます。その條件と申

しますのは、ついでに申しておきますが、われ／＼の態度はこの電源開発計画の樹立や運営にあつては、これは電産の労働組合は死活に関する問題で、非常に重要な意見を持つておりますから、電産の労働組合及びその他の民主的諸団体と協議してもらふことという條件を加えて、これに賛成したいと思ひます。

○神田委員長代理 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○神田委員長代理 それでは速記を始めて……電源開発に関する決議案文作成の件についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしてあります案文通り決定するに御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。よつてお手元の案文の通り決定いたしました。

午前の議事はこの程度にして、休憩いたします。

午後零時四十四分休憩

午後四時四十三分開議

○澁谷委員長代理 休憩前に引続き商工委員会を開きます。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時四十四分散会